

新型コロナウイルス対策林業経営安定資金融通措置要項

第1 趣旨

この要項は、新型コロナウイルス感染症の拡大（以下「本事案」という。）により、林業収入の減少の影響を受けた林業者に対し、経営の維持安定に必要な新型コロナウイルス対策林業経営安定資金（以下、「新型コロナウイルス対策資金」という。）の融通について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要項において新型コロナウイルス対策資金とは、本事案による、経営の維持安定のための資金を第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給を行い、県がその経費の一部を助成する次の1から2に掲げる資金をいう。

- 1 新型コロナウイルス対策セーフティネット資金（以下「セーフティネット資金」という。）

農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）に定める資金

- 2 新型コロナウイルス対策緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という。）

第3に掲げる者に第4の2に掲げる融資機関が融通する資金

第3 貸付対象者

新型コロナウイルス対策資金の貸付対象者は、本事案の影響が生じる前の決算期と比べて、その影響により林業収入が10パーセント以上減少している、又は10パーセント以上減少することが見込まれる者。

第4 融資機関

新型コロナウイルス対策資金の融資機関は、次のとおりとする。

なお、2の（2）の融資機関の指定については、知事は指定を希望する銀行、信用金庫、信用協同組合（以下「銀行等」という。）から提出される融資機関指定申請書（別記第1号様式）を審査し、適當と認めたときに行うものとし、その後知事は銀行等に融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付する。

- 1 セーフティネット資金

（1）株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び同公庫の委託金融機関

- 2 緊急支援資金

（1）農林中央金庫

（2）知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

第5 貸付条件

- 1 セーフティネット資金の貸付条件

（1）セーフティネット資金に係る貸付けの条件は、次の定めによるものとする。

日本公庫の貸付基準

(2) 貸付利率等

別表 1 に定めるものとする。

2 緊急支援資金の貸付条件

緊急支援資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付対象者

林業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の林業に係る売上高が総売上高）の過半を占めている、又は林業粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1000 万円以上）である林業者

(2) 貸付対象経費

林業経営の維持・継続に必要な経費

(3) 貸付限度額

1,000 万円

(4) 貸付利率等

別表 1 に定めるものとする。

(5) 償還期限及び据置期間

償還期限 10 年（うち据置期間 3 年）以内とする。

(6) 償還方法

元金均等年賦償還とする。

第 6 利子補給の期間

利子補給期間は、セーフティネット資金については貸付実行日から 3 年以内、緊急支援資金については貸付実行日から 5 年以内とする。

第 7 県の助成

- 1 県は、市町村が林業者及び融資機関に対し本資金に係る利子補給金として、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞額を除く。）の総和を 365 日で除した額）に、別表 1 に定める利子補給等率を乗じて算出した額を交付したときは、同表に定める補助率で算出した利子補給等補助金を予算の範囲内で、熊本県林業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより、当該市町村に交付するものとする。
- 2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、第 6 に定める利子補給の期間と同期間とする。

第 8 借入手続等

1 セーフティネット資金

- (1) 借入希望者は、日本公庫が定める借入申込書及び経営安定計画書を融資機関の長に提出するものとする。
- (2) 借入希望者は、融資機関から融資決定を受けたのち、新型コロナウイルス対策資金利子助成承認申請書（別記第 3 号様式）に農林漁業収入減少等調書（別記第 4 号様式）及び融資決定通知書等の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。

- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適當と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認申請書（別記第5号様式）に別記第4号様式の原本及び当該書類の写しを添えて、県に提出するものとする。
- (4) 県は、前号の書類を受理した場合において、適當と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認通知書（別記第6号様式）を市町村長に交付するものとする。
- (5) 市町村長は、前項の通知を受けたときは、速やかに借入希望者に新型コロナウイルス対策資金利子助成承認通知書（別記第7号様式）を交付するものとする。
- (6) 利子助成承認を受けた者は、助成対象資金の貸付けの実行を受けたときは、新型コロナウイルス対策資金貸付実行報告書（別記第8号様式）を市町村長を経由して県に速やかに提出するものとする。
- (7) 利子助成承認を受けた者は、利子助成期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに新型コロナウイルス対策資金特例償還等報告書（別記第9号様式）を市町村長を経由して県に提出するものとする。

2 緊急支援資金

- (1) 借入希望者は、融資機関所定の借入申込書及び新型コロナウイルス対策資金事業計画承認申請書（別記第10号様式）及び農林漁業収入減少等調書（別記第4号様式）を融資機関の長に提出するものとする。なお、農林漁業信用基金の債務保証を希望する者は、当該基金の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。
- (2) 第4の2に規定する融資機関の長は、前号の書類を受理した場合において、適當と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金利子補給承認申請書（別記第11号様式）及び確認書（別記第12号様式）に受理した前号の書類（別記4号様式及び別記第10号様式は原本、それ以外は写し）を添えて、市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適當と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認申請書（別記第5号様式）に受理した前号の書類（別記4号様式は原本、それ以外は写し）を添えて振興局長等に提出するものとする。
- (4) 県は、前号の書類を受理した場合において、適當と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認通知書（別記第6号様式）を市町村長に交付するものとする。
- (5) 市町村長は、前号の通知を受けたときは、新型コロナウイルス対策資金利子補給承認通知書（別記第13号様式）を融資機関の長に交付し、新型コロナウイルス対策資金事業計画承認通知書（別記第14号様式）を融資機関の長を経由して借入希望者に交付するものとする。
- (6) 融資機関の長は、本資金の貸付けを行ったときは、速やかに新型コロナウイルス対策資金貸付実行報告書（別記第15号様式）を、市町村長を経由して県に提出するものとする。
- (7) 融資機関の長は、利子補給期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに新型コロナウイルス対策資金特例償還等報告書（別記第16号様式）を市町村長を経由して県に提出するものとする。

第9 資金の貸付期間

本資金に係る市町村の利子補給等承認及び県の補助対象事業承認は、原則として令和4年3月3日までに行うものとし、貸付実行は令和4年6月30日までに行うものとする。

第10 資金の目的外使用等

- 1 融資機関は、本資金がその目的以外に使用されること等を防止するため、適正管理に努めなければならない。
- 2 借入者が借入金を目的以外の使途に使用した場合は、県は市町村に対して補助対象事業承認を取り消し、市町村は融資機関に対して利子補給承認を取り消すものとする。
- 3 1の適正管理が実施されず、融資機関の責に帰すべき理由により目的外使用が発生した場合は、県は市町村に対して既に交付した利子補給費補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、市町村は融資機関に対して既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

第11 その他

この要項に定めるもののほか、新型コロナウイルス対策資金の融通に必要な事項は、農林漁業セーフティネット資金実施要綱及び日本公庫の貸付基準の定めによるものとする。

附 則

この要項は令和2年3月19日から施行し、令和2年3月9日から適用する。

附 則

この要項は令和3年4月1日から施行する。

別表1

新型コロナウィルス対策林業経営安定資金の貸付利率等

資金種類	利子補給前 貸付利率 (A)	利子補給等率 (B)	市町村利子補給等率		融資機関 利子補給率	利子補給後 貸付利率
				うち県補助率		
新型コロナウィルス対策 セーフティネット資金	日本公庫が定める農林漁業 セーフティネット資金の貸付 利率	(A)欄の利率と同じ 率	(B)欄の率と同じ率	(B)欄の率の1／2 以内	-	0.0%
新型コロナウィルス対策 緊急支援資金	農業近代化資金(農業近代化 資金金融通法(昭和36年法律 第202号)第2条第3項に規定 する農業近代化資金)の基準 金利と同じ利率	(A)欄の利率と同じ 率	(B)欄の率の7／1 0の率	(B)欄の率の1／2 以内	(B)欄の率の3／1 0の率	0.0%